

## 第1条 連合会名称および本拠地

当会の正式名称は「まつもと演劇連合会」とする。  
本拠地は、松本市大手 4-7-2（〒390-0874）上土劇場内とする。

## 第2条 目的

当会は、中信地区に於ける演劇活動の活性化を推進し、「演劇都市まつもと」創りをめざしていくものとする。

## 第3条 総会

4月1日から翌年3月31日の1年間を1年度とし、毎年3月に総会を開催する。  
総会では、役員の変更、決算報告、今期事業報告、来期事業予定等の確認を行う。  
総会参加権を有するのは、幹事および会員団体所属会員のみとする。

## 第4条 執行部役員

当会における役員は、会長、副会長、事務局長、会計、会計監査、書記で構成する。  
任期は1年とする。  
尚、役員は第5条会員項目の会員に該当する者のみとする。

## 第5条 会員

### 5-1. 会員団体登録

当会の趣旨に賛同し、参加したいという意思表示をした団体を、会員団体として登録する。  
登録時に、団体の代表が執行部発行の「会員団体・所属会員名簿」に所属団員名を記入後、執行部へ提出すること。

以下の場合、団体の代表はすみやかに執行部発行の各種申請書に記入後、執行部へ提出すること。

- ・脱会する場合
- ・登録済み所属団員が退団した場合
- ・新入団員が入会する場合
- ・登録内容に変更があった場合

## 5-2. 個人会員登録

当会の趣旨に賛同し、参加したいという意思表示をした個人を、個人会員として登録する。

執行部発行の「個人会員名簿」に記入後、執行部へ提出。

尚、会員団体・所属会員（所属会員名簿登録済み者）の個人会員登録は不可能。

退会する場合、または登録内容に変更があった場合は、すみやかに執行部発行の各種申請書に記入後、執行部へ提出すること。

## 5-3. 学生団体会員登録

当会の趣旨に賛同し、参加したいという意思表示をした学生団体を、学生団体会員として登録する。

登録時に、学生団体の代表が執行部発行の「学生団体会員名簿」に記入後、執行部へ提出すること。

退会する場合、または登録内容に変更があった場合は、すみやかに執行部発行の各種申請書に記入後、執行部へ提出すること。

## 5-4. 会員の義務

登録された場合には、運営に関わる義務（年会費等）が生ずる。

## 5-5. 会員登録削除

以下にあげる事項のいずれかに該当した者は、会員登録から削除する。

- ・ 当会からの脱退を意思表示した場合。（即時削除）
- ・ 年度期間内の幹事に1度も参加しておらず、なおかつ年度末までに次年度の参加意思表示をしなかった場合。（年度末削除）
- ・ 運営に関わる義務の不履行が発生した場合。（意思確認の上、即時削除）
- ・ 幹事会において、当会に不適切と判断した場合。

## 5-6. 会員登録の自動継続

5-5に該当しない者は、会員登録を翌年度も自動的に継続とする。

尚、脱会する場合は年度末日までに退会届を提出すること。

## 5-7. 非会員の定義

会員登録されていない者。

幹事会への参加が可能。

但し、執行部の許可を得た場合のみ、発言権のみを有する。投票権なし。

また、総会には参加不可能。

## 第6条 幹事会

### 6-1. 幹事の場合

会員団体の場合、団体の代表または代表代理1名を幹事とする。  
個人会員の場合、個々の会員を幹事とする。

### 6-2. 幹事会参加権

幹事・会員団体所属会員・非会員など誰もが自由に参加する権利を有する。  
但し、幹事会において、当会に不適切と判断した場合はこの限りではない。

### 6-3. 幹事の権利

幹事会での、発言権及び投票権を有する。  
会員団体所属会員（所属会員名簿登録者）は、幹事会で自由な発言権を持つ。  
但し、投票権は与えられない。

## 第7条 運営決定権

### 7-1. 幹事会における承認

当会の運営に関する事項の決定には、原則として幹事会による承認を必要とする。  
承認されるには、会議参加幹事の2/3の賛成意見を必要とする。

### 7-2. 総会における承認

第3条総会に準じ、確認事項の承認には、総会出席者の2/3の賛成意見を必要とする。  
否決された場合は、次回幹事会において再審議を行う。

### 7-3. 役員臨時決定権

緊急事項の決定は、会長を含む最低3人の役員の下承があればできる。  
但し、次回の幹事会での報告を義務づける。

## 第8条 運営費

## 8-1. 基本方針

会計が管理を行い、年度末に会計監査を受け、総会にて決算報告を行う。

## 8-2. 運営費の徴収

年会費として、会員団体から3,000円、学生団体から2,000円、個人会員から500円を徴収する。

中途脱会者への返金は行わない。

余剰金は繰り越し、不足が生じた場合は必要最小限を幹事会での承認後、徴収する。

## 第9条 連合会規約改正

連合会規約は、総会において出席者の2/3の承認があれば改正することができるものとする。

※付則1 本規約は1997年4月1日をもって正式施行する。

※付則2 本規約の第1項、団体名称は、2004年「松本アマチュア劇団連合会」から「まつもと劇団連合会」へ変更。

※付則3 本規約は2007年4月1日をもって改定施行する。

※付則4 本規約の第1条 連合会名称は、2007年4月1日より「まつもと劇団連合会」から「まつもと演劇連合会」へ変更。

※付則5 本規約は2008年4月1日をもって改定施行する。

※付則6 本規約は2023年4月1日をもって改訂施行する。(事務局追記：同劇場の名義変更は2018年)

まつもと演劇連合会（市民団体）

住所 〒390-0874

長野県松本市大手4-7-2・上土劇場（旧：ピカデリーホール）内

TEL 070-5595-5080（事務局）・不在の場合は担当者に転送

E-mail info@magenavi.com

または

saruroman@gmail.com（現・事務局長：永高）まで